

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第 5 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(参事官等) 第33条 本部の部に必要に応じて参事官及び参事（以下「参事官等」という。）を置き、参事官には警視以上の警察官を、参事には <u>事務吏員又は技術吏員</u> をもって充てる。 2 [略] (課長等) 第34条 本部の課等に課長、所長又は隊長（以下「課長等」という。）を置き、課長及び所長には警視以上の警察官又は <u>事務吏員若しくは技術吏員</u> を、隊長には警視たる警察官をもって充てる。 2 [略] (指導監査室長) 第37条の2 警務部会計課に指導監査室長を置き、警視たる警察官又は <u>事務吏員</u> をもって充てる。 2 [略]	(参事官等) 第33条 本部の部に必要に応じて参事官及び参事（以下「参事官等」という。）を置き、参事官には警視以上の警察官を、参事には <u>一般職員（警察官以外の職員をいう。以下同じ。）</u> をもって充てる。 2 [略] (課長等) 第34条 本部の課等に課長、所長又は隊長（以下「課長等」という。）を置き、課長及び所長には警視以上の警察官又は <u>一般職員</u> を、隊長には警視たる警察官をもって充てる。 2 [略] (指導監査室長) 第37条の2 警務部会計課に指導監査室長を置き、警視たる警察官又は <u>一般職員</u> をもって充てる。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。